

○国土交通省告示第百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道231号改築工事（雄冬防災太島内工区太島内2号トンネル・北海道石狩市厚田区濃昼地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道石狩市厚田区濃昼地内
- 2 使用の部分 北海道石狩市厚田区濃昼地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道石狩市厚田区濃昼地内の延長1.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道231号改築工事（雄冬防災太島内工区太島内2号トンネル）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道231号は、北海道札幌市を起点として、石狩市等を経て、留萌市に至る延長129kmの路線で、石狩支庁管内と留萌支庁管内を結び、沿道の経済及び日常生活を

支える主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道231号（以下「現道」という。）は、山地・山岳が迫る急峻な海蝕崖部を通過し、自然災害による影響を受けやすい区間であり、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況である。

平成8年度の道路防災総点検によると、現道は災害危険箇所が14箇所存在し、うち3箇所（落石・崩壊）については早急に対策を必要としている。平成13年度までに落石防護柵等の応急対策を施しているものの、その後も現道への落石が4箇所確認されており、危険な状況となっている。

さらに、現道には幅員5.5mの道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格に満たない狭小な2車線の赤岩トンネルが存在し、老朽化が著しく、補修工事を幾度も行っているものの、走行車両によるトンネル側壁への接触事故が複数回発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

本件事業の完成により、本件区間における災害危険箇所と幅員狭小なトンネルを回避できることから、安全かつ円滑な交通を確保し、沿道地域の日常生活及び観光産業を支え、地域経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）及び建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（昭和60年建設省通知）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成17年3月に環境影響評価を任意に実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

本件区間内の土地には、動植物については、暑寒別天売焼尻国定公園特別地域内指定植物であるエゾノリュウキンカ、ノビネチドリや環境庁レッドデータブック上の絶滅危惧Ⅱ類であるイワヨモギの群落が確認されたことから、起業者は、それらの保全対策として同国定公園内への移植を計画しており、保護のための適切な措置を講じていると認められる。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、災害危険箇所と幅員狭小なトンネルの回避を目的とし、道路構造令第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式で改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは、山側トンネル案（申請案）のほか、現道拡幅案及び海上橋梁案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、現道拡幅案との比較では、現道の危険斜面を回避できること、別線トンネルルートで施工

時の通行規制を要せず現道交通への影響が小さいこと、海上ルート案との比較では、漁業権や海上保全に対する影響がないこと、工事施工に海洋条件及び気象条件の制約がないこと、さらに、申請案の事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、災害危険箇所及び幅員狭小なトンネルが存在していることから、できるだけ早期に災害危険箇所等を解消する必要があると認められる。

また、一般国道231号沿道周辺の市町村の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道石狩市役所